

北海商科大学障害学生支援に関する ガイドライン

1 目的

本ガイドラインは、障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令の定めに基づき、北海商科大学（以下、「本学」という。）における障害のある学生に対する差別的取り扱いの解消の推進及びその支援に必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

本ガイドラインにおける用語の意義は、以下の定めるところによる。

(1) 障害のある学生

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

(2) 社会的障壁

障害がある者にとって日常生活又は社会的生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

3 責務

(1) 学長は、障害のある学生への差別の解消を推進するために、北海商科大学アクセシビリティ支援委員会（以下、「アクセシビリティ支援委員会」）を設置し、障害のある学生に対して合理的配慮の提供がなされるよう努める。なお、アクセシビリティ支援委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(2) 学長は、障害のある学生への差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処するように努める。

4 合理的配慮の提供

(1) 本学は、障害のある学生から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意志の表明があった場合において、建設的対話を通じて相互理解を深め、合理的な配慮（以下「合理的配慮」）の対応策を検討することとする。

(2) 本学は、個々の場面において、障害のある学生に対する合理的配慮を提供するため、事前的改善措置（施設バリアフリー、人材配置等）に努めることとする。

(3) 本学は、障害のある学生に提供する合理的配慮について、障害の状態や環境等の変化に応じて、適宜見直しを行うことに努めることとする。

5 支援の範囲

大学の事業に関する以下の範囲とする。

- ・入学者選抜における合理的配慮
- ・講義・実習・研究活動における修学上の合理的配慮
- ・学校行事・課外活動における合理的配慮
- ・キャリア支援における合理的配慮

6 支援の範囲に含まれない内容

- (1) 教育の目的、内容、評価の本質的な変更を伴うもの。
- (2) 過重な負担をともしないもの。
財政面・体制面等で「過度な負担」がかかる
と判断されたものは支援の範囲に含めない。なお判断の要素は以下のとおり。
 - ①事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
 - ②実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
 - ③費用・負担の程度
 - ④事務・事業規模
 - ⑤財政・財務状況

7 相談体制の整備

本学は、障害のある学生及びその家族、関係者からの合理的配慮に関する相談に応じるための相談窓口を以下のとおりとする。このほか、必要に応じて各部署においても相談を受け付ける。

- ・アクセシビリティ支援委員会（相談の調整）
- ・入試・広報センター（入学者選抜・入学前対応）
- ・教務センター（講義・試験等の修学支援）
- ・医務室及び学生支援センター（学生生活）
- ・キャリア支援センター（進路支援）
- ・大学院教務委員会（修学支援）

8 情報公開

本学は、障害のある大学進学希望者や在籍する学生等に対して、支援のガイドラインや相談体制等を、ホームページや学生便覧等を通じて公開することとする。

9 研修・啓発

- (1) 本学は教職員に対し、障害のある学生に対して適切に応じるために必要な情報を整備する。
- (2) 本学は教職員及び学生に対し、障害を理由とする差別の解消と障害特性についての理解の促進とを目的に、必要な研修・啓発を行うものとする。

10 秘密保持義務

障害学生支援に従事する者又は具体的支援に従事していた者は、正当な理由なく、障害のある学生及び障害学生支援に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

付 則

このガイドラインは令和6年4月1日から施行する。